

V章 生活再建

不自由な避難生活を改善するとともに、自立した生活を再建し、健康的で生き生きとした生活を実現していくための取組を取りまとめました。

V章 生活再建

1. 不自由な避難生活の改善に向けた取組

- 長期的な避難生活が続く中、まずは、それぞれが希望する場所で住宅を確保し、生活を安定させる必要があります。
- 震災・事故から5年9か月が経過し、すでに住宅を取得された方がいる一方、引き続き応急仮設住宅等で生活されている方も多数いる中、次のような施策に取り組むことにより、生活の基盤である「住環境」を改善し、安定した生活環境づくりを目指します。

(1) 住環境の改善	①応急仮設住宅と借上げ住宅	i 応急仮設住宅等の環境改善 ii 復興支援バスの運行継続
	②住宅の確保とスムーズな転居	i 住宅・土地取得に関する支援 ii 仮設暮らしの解消に向けた取組（公営住宅等への入居の支援など）
(2) 双葉町外拠点の整備	①双葉町外拠点の基本的な考え方	i いわき市・郡山市・南相馬市・白河市における県営の復興公営住宅の整備 ii 町民のコミュニティ拠点としての活用
	②双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅	i 勿来酒井地区復興公営住宅の整備
		ii 併設施設の整備
		iii 周辺施設との連携

主なご意見

町外拠点への移動手段（バス・タクシー等）が必要だ。



高齢者の交通手段を確保してほしい。



仮設住宅閉設の時期、復興公営住宅への転居の時期はいつになるか、明らかにしてほしい。



町外拠点に一時的に集まる町民のための宿泊施設が必要である。



(1) 住環境の改善

① 応急仮設住宅と借上げ住宅

i 応急仮設住宅等の環境改善

○ 応急仮設住宅や借上げ住宅については、入居期間や借上げ住宅の住替制限等を含め、町民に寄り添った対応をとるよう、国・県に要請します。



応急仮設住宅 外観

ii 復興支援バスの運行継続

○ 市街地から離れたところに立地している応急仮設住宅と市街地を結ぶ、避難者の移動手段として運行されている「復興支援バス」については、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。

参考 復興支援バス ルート図

いわきルート (H28.4.1)



郡山ルート (H26.2.1)



ふくしまルート (H24.9.17)



②住宅の確保とスムーズな転居

i 住宅・土地取得に関する支援

○自ら住宅を再建する意思を持っている方については、それぞれの土地での自宅再建が進むよう、町としても国・県に対して強く働きかけ、これまで、「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補(避難指示の長期化等に係る損害について)(平成28年1月28日改定)」における住宅確保損害の大幅な増額や、被災者生活再建支援金の申請期間の累次の延長がなされてきております。

○特に、町が発行する「り災証明書」に基づき、住宅の損害の程度に応じた基礎支援金が交付されるとともに、自宅の建設(建替)等の際には加算支援金が交付される「被災者生活再建支援制度」については、活用を希望される皆様が引き続き制度を利用できるよう、申請期間の延長を引き続き国に求めます。

※り災判定は、地震・津波被害を対象として行われます。

コラム

被災者生活再建支援制度の概要

○被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する制度です。

○基礎支援金の申請期間が平成29年4月10日まで延長され、生活再建のための支援金が支給されます。

○この制度は、自然災害*により住宅に大規模半壊以上の被害を受けた方が対象となり、原子力発電所事故による被害(長期避難)は含まれていません。

*自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生じる被害をいいます。

■支援金の支給額

次の基礎支援金と加算支援金の合計額(世帯人数が1人の場合はその4分の3の金額)

【基礎支援金】

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

【加算支援金】

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

ii 仮設暮らしの解消に向けた取組（公営住宅等への入居の支援など）

- 仮設住宅での不自由な避難生活を解消するため、双葉町外拠点の中心と位置付けている勿来酒井地区復興公営住宅の平成 29 年度中の入居開始が予定されていることも踏まえ、復興公営住宅等の恒久住宅へのスムーズな転居に向けた支援に取り組みます。
- このような復興公営住宅等については、復興支援バスの当面の運行継続等、避難を続ける町民の日常生活における移動手段確保に係る取組の継続を国や事業者に求めます。

(2) 双葉町外拠点の整備

① 双葉町外拠点の基本的な考え方

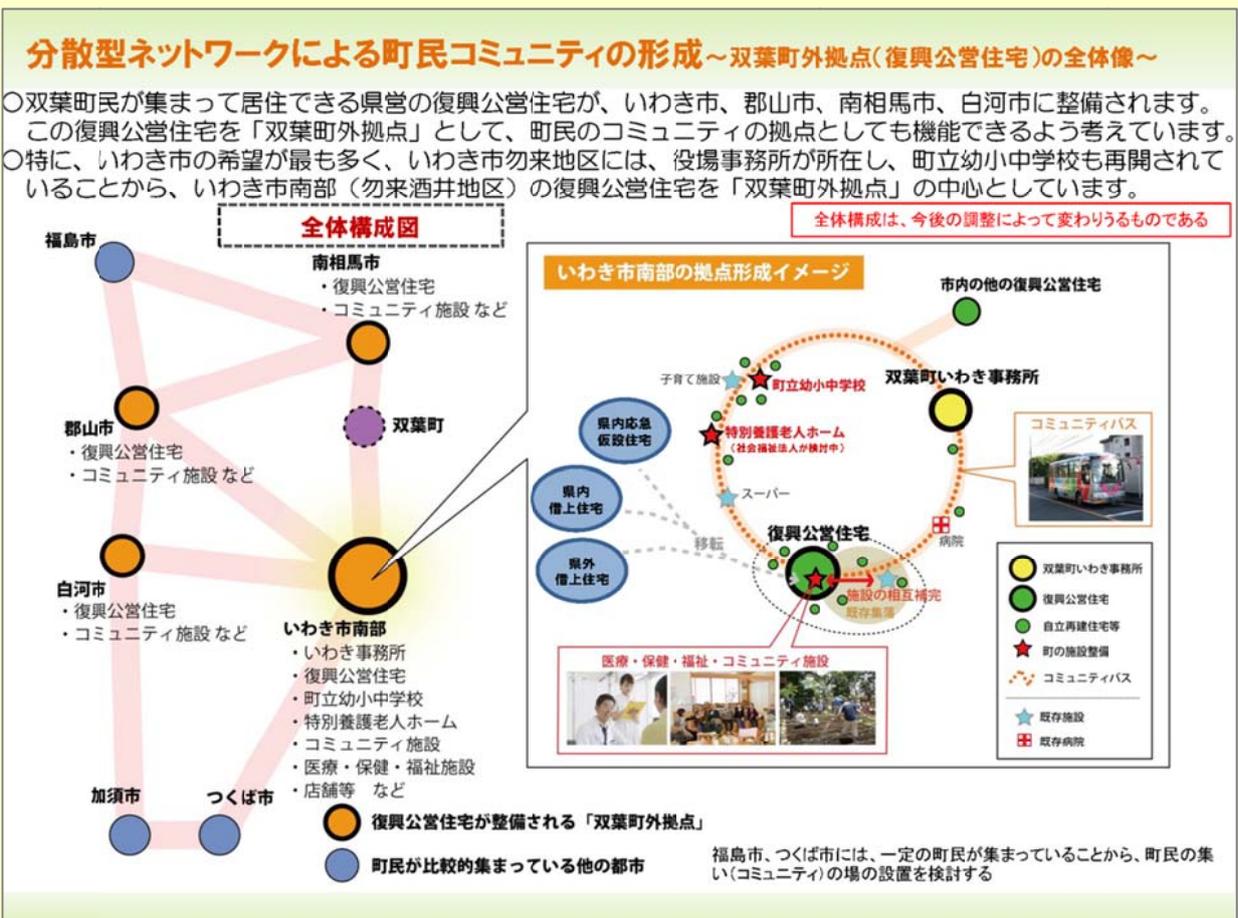
i いわき市・郡山市・南相馬市・白河市における県営の復興公営住宅の整備

- 双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅は、いわき市・郡山市・南相馬市・白河市において整備が進んでいます。
- 双葉町外拠点が、様々な状況に置かれている町民の生活再建をするための場所の選択肢の一つとなるとともに、町外における町民の交流拠点となるよう、事業主体である県と連携しながら、その整備が進んでいます。

ii 町民のコミュニティ拠点としての活用

- 双葉町外拠点については、居住者はもちろん、その周辺に避難している町民や、受入先自治体の住民などが集まれる地域のコミュニティ拠点となることを目指します。

参考 双葉町外拠点 全体構成図



福島県による復興公営住宅の整備スケジュール

県が整備している双葉町民を入居対象とする復興公営住宅の地区ごとの工程表と進捗状況は次のとおりです。

(平成28年11月末現在)

市町村	団地名・地区名	計画戸数	住居形態	進捗、入居可能時期
福島市	飯坂団地	58	共同住宅	(入居開始)
	北沢又団地	計 152	共同住宅	H29.1~3、H29年度
	北沢又2団地	計 70	木造住宅	H29年度前期
	北中央団地	計 64	共同住宅	(入居開始)
会津若松市	古川町団地	20	共同住宅	(入居開始)
郡山市	柴宮団地 57号棟	30	共同住宅	(入居開始)
	八山田団地 1号棟	20	共同住宅	(入居開始)
	八山田団地 2号棟	40	共同住宅	(入居開始)
	東原団地 3号棟	15	共同住宅	(入居開始)
	鶴見坦団地	30	共同住宅	(入居開始)
	守山団地(田村町岩作)	計 80	木造住宅	H29.1、H29年度前期
いわき市	湯長谷団地	50	共同住宅	(入居開始)
	下神白団地	200	共同住宅	(入居開始)
	八幡小路団地	12	共同住宅	(入居開始)
	家ノ前団地	計 53	共同住宅	(入居開始)
	高萩団地(小川町上代)	50	木造住宅	H28年度後期
	高萩団地(小川町小路尻)	30	木造住宅	H28年度後期
	勿来酒井団地	計 159	木造住宅・共同住宅	H29年度後期
	北好間団地	計 323	共同住宅	H29年度後期
	四ッ倉団地(鬼越・四倉)	計 150	共同住宅	H29.10~12、H29年度後期
	平赤井団地	計 51	共同住宅	H29年度後期
小名浜中原団地	計 138	共同住宅	H29年度前期、後期	
白河市	南湖南団地(鬼越)	28	木造住宅	(H28.12入居開始)
	白坂団地	12	木造住宅	(H28.12入居開始)
二本松市	石倉団地(油井)	計 200	共同住宅	(一部入居開始)、H29.1、 H29年度前期
	表団地	44	共同住宅	H29.7~9
南相馬市	上町団地	182	共同住宅	H28.12月
	牛越団地(辻内)	48	共同住宅	H29年度後期
	南町団地	255	共同住宅	(H28.12入居開始)
	西町団地(鹿島)	計 50	木造住宅	(入居開始)
三春町	平沢団地	92	木造住宅	(入居開始)
広野町	下北迫団地	58	木造住宅	H29年度後期



飯坂団地(福島市)



高萩団地(いわき市)

ふくしま復興ステーション「復興公営住宅」ホームページより

②双葉町外拠点の中心としての勿来酒井地区復興公営住宅

i 勿来酒井地区復興公営住宅の整備

○住民意向調査の結果、双葉町外拠点の整備希望地は、福島県いわき市が最も多い結果となりました。このため、周辺施設との連携も考えながら、いわき市南部（勿来酒井地区）の復興公営住宅を「双葉町外拠点の中心」と位置付け、事業主体である県と連携しながら、その整備を推進します。

ii 併設施設の整備

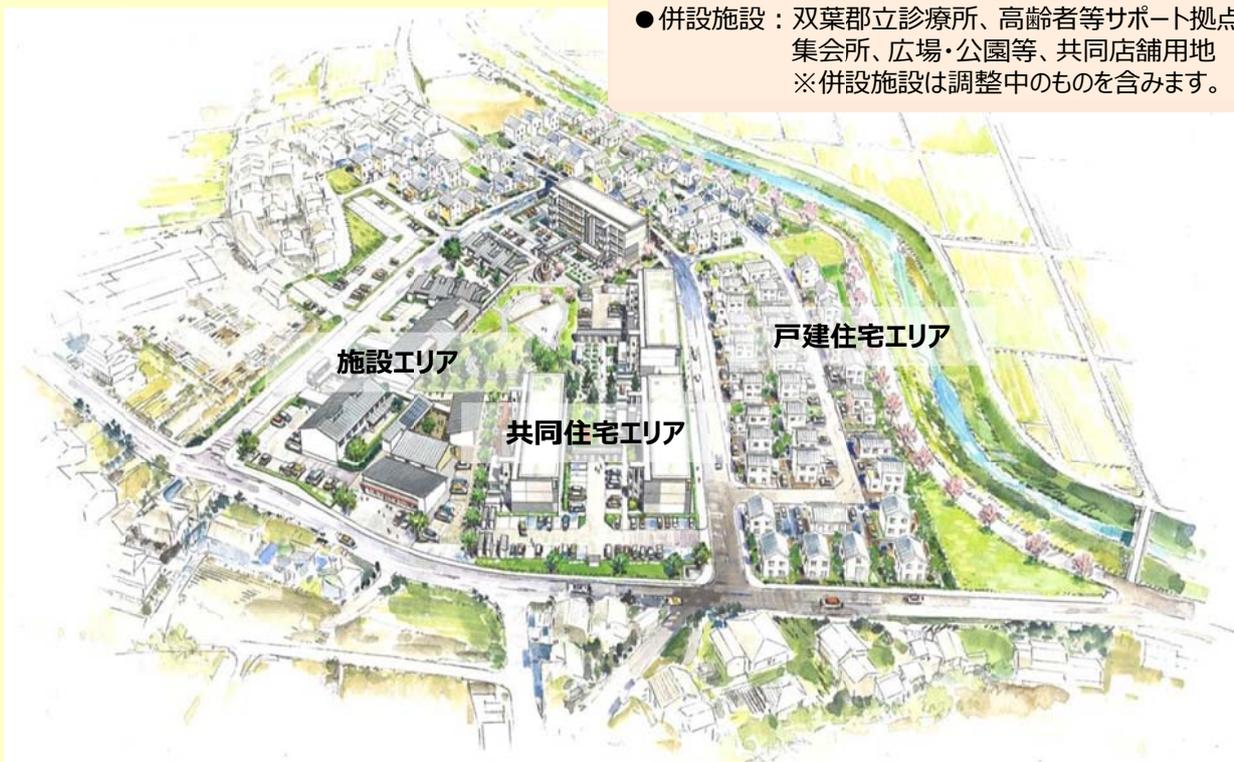
○勿来酒井地区復興公営住宅には、施設エリア・共同住宅エリア・戸建て住宅エリアの整備に加え、医療施設、高齢者等サポート施設、共同店舗などの併設施設を設ける等により、居住者の安全・安心の確保と利便性の向上を図ります。

参考

勿来酒井地区復興公営住宅 完成イメージ

【整備概要】

- 整備戸数：180戸（予定）
- 住戸形態：共同住宅（集合住宅、テラスハウス）
戸建住宅
- 整備見通し：平成29年度後期
（平成30年3月入居予定）
- 併設施設：双葉郡立診療所、高齢者等サポート拠点、
集会所、広場・公園等、共同店舗用地
※併設施設は調整中のものを含みます。



iii 周辺施設との連携

(ア) 双葉町役場いわき事務所（平成25年6月開所）

- 双葉町役場については、原子力災害に伴い役場機能を埼玉県加須市へ移転した後、平成25年6月、福島県いわき市へ再移転しました。
- 現在、2つの支所（郡山支所、埼玉支所）と3つの連絡所（いわき南台連絡所、つくば連絡所、南相馬連絡所）と連携を図りながら業務を行っています。

(イ) 町立幼稚園・小・中学校（平成 26 年 4 月再開（同年 8 月より現所））

- 勿来酒井地区復興公営住宅の近隣であるいわき市錦町において、平成 26 年 4 月 1 日から、双葉町立の幼稚園・小学校・中学校が再開されており、これらの町立学校等では、少人数教育の実践による教育の充実等により、園児・児童・生徒数は再開当初の 11 人から、平成 28 年 12 月現在、40 人まで増加しております。
- これらの町立学校等においては、引き続き教育内容の充実を図ることはもちろん、勿来酒井地区復興公営住宅の整備後は、高齢者等サポート施設への生徒等の訪問や、町立学校等の運動会への入居者の招待等、勿来酒井地区復興公営住宅と連携した取組の推進を図ります。

(ウ) 特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホーム（平成 29 年 7 月開設予定）

- 現在、双葉町の介護施設として、特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホームが、平成 29 年 7 月の開設を目指し、いわき市錦町地内で建設が進められています。
- 特別養護老人ホーム及びグループホームにおいては、復興公営住宅入居者によるショートステイとしての活用や、その嘱託医療機関と復興公営住宅敷地内に併設予定の郡立診療所との医療行為の相互補完等、施設間の連携を図り、勿来酒井地区復興公営住宅への入居者の安全・安心の確保を図ります。

参考

いわき市南部の拠点位置図

2. 自立した生活の再建に向けた取組

○次のような施策に取り組むことにより、長期避難が続く町民の生活再建を進めるとともに、日々の生活を支える生業の確保等を図り、自立した生活の再建を目指します。

(1) 生活の再建	①生活再建に必要な支援の継続・拡充等	i 高速道路の無料化等
		ii 医療費等の減免措置
		iii 生活サポート補助金
	②迅速・確実・十分な賠償	i 被害実態に即した賠償の要請
ii 相談の対応		
(2) 事業活動支援と就業支援	①事業活動支援	i 事業再開等支援
		ii 営農再開等支援
	②就業支援	就業支援



主なご意見

生活支援員・民生委員の支援が重要。



「家事手伝いサービス」などのサポートがあれば良い。



町民の生活支援体制を強化してほしい。



商工業者はたくましい。場所さえ提供してくれれば再開できる。



風評被害に関して、専門的・客観的な情報を届ける必要がある。



(1) 生活の再建

①生活再建に必要な支援の継続・拡充等

i 高速道路の無料化等

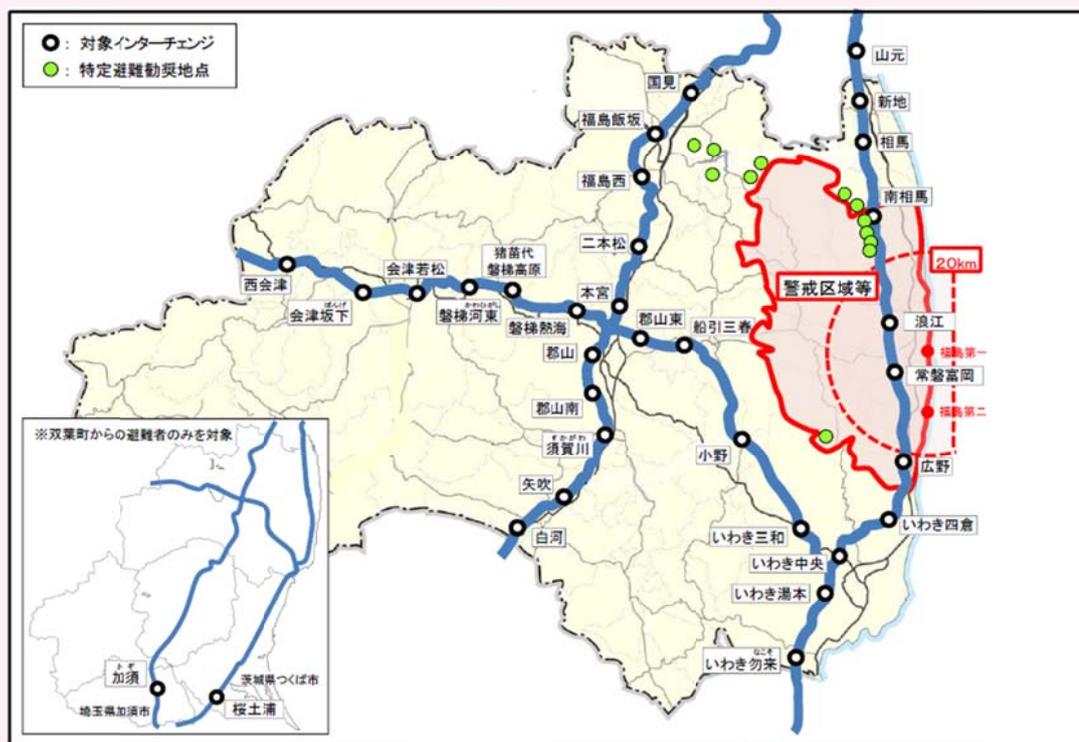
○約7,000人の町民が全国各地で不自由な避難生活を今なお強いられている中、高速道路の無料措置は、町への円滑な一時帰宅、町民同士の再会・交流機会の確保、離散して避難生活を続ける家族間の再会機会の確保等を図る上で、大きな役割を果たしています。

○このような高速道路無料措置については、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長するよう国に求めます。

コラム

高速道路無料措置

避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施されている高速道路の無料措置については、平成28年12月現在、当面、平成29年3月31日(金)まで継続されることとされています。



路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須※2
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦※2、常磐富岡、新地、浪江

(※2) 福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

国交省道路局発表資料より

ii 医療費等の減免措置

- 医療費の一部負担金、国民健康保険税、後期高齢者医療等医療保険料、国民年金保険料、介護保険サービス利用料及び保険料並びに障害福祉サービス利用負担金の減免については、慣れない地での不自由な避難生活が続く中、町民の安心の確保に大きな役割を果たしています。
- このような医療費の一部負担金等の減免については、双葉町への帰還が可能となり、以前の生活ができるようになるまで、現行どおり延長するよう国に求めます。

iii 生活サポート補助金

- 中間貯蔵施設が整備されることになった現状を踏まえ、長期の避難による町民の生活を支援するため、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金を活用し、①ふるさとの結びつき維持、②風評被害緩和対策、③生活空間の維持・向上、④人材育成・就業支援を内容とする生活サポート補助金の交付が、平成 28 年 4 月から、当面 10 年間の事業として始まりました。
- 町として、さらなる事業の改善を図りながら、町民の生活再建支援に引き続き取り組みます。

参考 補助金の交付対象となる主な経費と内容

【補助金の交付対象となる主な経費と内容】

対象となる項目・事項		補助される内容など
ふるさととの結びつき維持	行政区総会の参加費	交通費 宿泊費 高速・有料道路利用料
	役所への手続きに係る経費	
	住民間・知人間の行き来に係る経費	
	伝統行事（お祭り等）に係る経費	固定・携帯電話の通信費増加分
	通信費の増加分	
風評被害緩和対策	福島県内の製品の購入、及びそれらを全国の知人等に送付するための支援	福島県産品の購入費、輸送費等の一部
生活空間の維持・向上	避難先への住民登録ができないための住民サービスに係る格差緩和	避難先市区町村における補助制度等の補助相当額分
	長期避難生活による心のケア相談	交流会等の参加費 生涯学習に係る参加費の半額
	高齢者、障がい者等の日常生活に係る交通費支援	高齢者、障がい者、妊婦等が利用したタクシー代の一部
	生活再建に係る介護費に支援	介護サービス利用料のうち区分支給限度基準額を超過した自己負担分
人材育成・就業支援	教育・生活環境の変化による格差解消	18歳以下の子どもの学校外教育に係る経費の半額
	就業等に係る支援	職業訓練・資格取得費用

(平成 28 年 4 月 1 日時点)

②迅速・確実・十分な賠償

i 被害実態に即した賠償の要請

- 町では、これまでも、町の96%が帰還困難区域に指定され、帰還見通しの立たない双葉町の特殊な事情を理解し、被災地域について一律の対応とするのではなく、双葉町の被害実態に即した賠償を行うよう、東京電力ホールディングス株式会社や国に求め続けております。
- 特に東京電力ホールディングス株式会社に対しては、町民に寄り添い、丁寧かつ真摯に賠償対応を行うよう、町として今後も強く求めています。
- また、震災・事故から6年近くが経過する中、町民の皆様の共有財産である町有財産への賠償方針はいまだ示されておられません。その方針の早期提示についても、引き続き東京電力ホールディングス株式会社や国に求めています。

コラム①

原子力損害賠償紛争審査会

- 東京電力ホールディングス株式会社では、原子力損害の賠償に関する法律や、文部科学省に置かれた原子力損害賠償紛争審査会が出す指針に沿った損害賠償を行っております。
- 被害者に一律の対応がなされている賠償のほとんどは原子力損害賠償紛争審査会による中間指針に基づくものですが、指針では、「指針において示されなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、指針で示されていないものも賠償の対象となる」とされております。
- 国は、平成25年12月26日の「中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）（平成28年1月28日改定）」の中で、避難指示区域について賠償すべき損害として、中間指針及び中間指針第二次追補に加え、次の3点を示しています。

中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）

1. 精神的損害

長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する。

（帰還困難区域又は双葉町・大熊町の住民が対象。対象者以外（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）については、事故後6年間経過後も引き続き1人月額10万円。）

2. 住居確保に係る損害

移住等に伴い新たな住居を取得するためや、帰還に伴い元の住宅の大規模修繕や建替えをするために、事故前の財物価値（既に東京電力ホールディングス株式会社が賠償中）を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償する。

3. 避難指示解除後の「相当期間」

避難指示解除後、精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる「相当期間」は、1年間を当面の目安とする。（ただし、一定の医療・介護が必要な場合や、子どもの通学先の学校の状況等、特段の事情がある場合を除く。）

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

- 震災・事故から6年近く経過する中、現在の状況や被害の態様は、一人一人異なります。
- 原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針に基づく一律の対応がなされていないものについては、文部科学省におかれたADRセンターにおいて、ADR（裁判外紛争解決手続）による個別事情に応じた和解案の成立に向けた仲介を仲介費用無料で行っております。

原子力損害賠償紛争審査会

審査会の事務の一部である「和解の仲介」手続を円滑かつ効率的に遂行するために総括委員会を設置

原子力損害賠償紛争解決センター

センターは、原子力事故の被害者からの原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

総括委員会

総括委員会は、審査会において指名された委員長及び委員により構成され、和解の仲介手続を総括します。

総括委員会の構成

総括委員長 総括委員 総括委員
※学識経験のある裁判官経験者・弁護士・学者から選任

総括委員会の主たる業務

- ・事件ごとの仲介委員の指名
- ・仲介委員が実施する業務の総括
- ・和解の仲介手続に必要な基準の採択・改廃

これらの有機的な連携の下に、
和解の仲介に係る業務を遂行します

パネル

パネルは、弁護士等の仲介委員が、当事者間の合意形成を後押しすることで、紛争の解決を目指していきます。

仲介委員

- ・面談、電話、書面等による事情の聴取
- ・中立、公正な立場からの和解案の提示

申立者

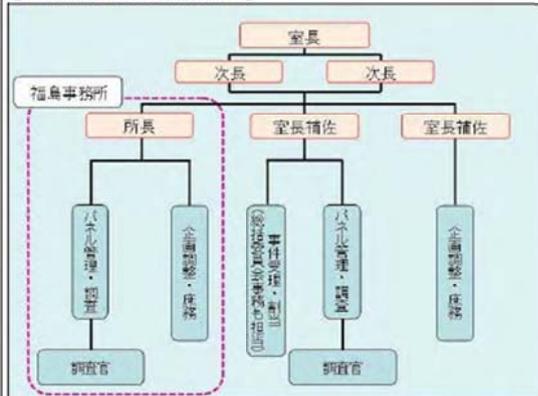
東電

和解の仲介手続における口頭審理の開催場所は、原則としてセンター東京事務所またはセンター福島事務所にて開催しますが、それぞれの事情に応じて、その他の場所でも開催していく予定です。

原子力損害賠償紛争 和解仲介室

和解仲介室は、和解の仲介手続に関する庶務を行います。

【組織体制図（和解仲介室）】



ii 相談の対応

- 東京電力ホールディングス株式会社は、賠償に係る相談窓口として、福島県内各地や宮城県仙台市（平成28年12月現在）に福島原子力補償相談室を設置し、対面での相談を受け付けております。
- 町として、これらの窓口等における町民に寄り添った対応を東京電力ホールディングス株式会社に強く求めるとともに、賠償請求手続の広報や請求手続の支援に引き続き取り組み、関係機関と連携しながら、町民の賠償に関する不安や悩みの解消に努めます。

(2) 事業活動支援と就業支援

①事業活動支援

i 事業再開等支援

- 双葉町では、町の商工事業者の避難先での事業再開が進んでいない状況にありますが、現在、福島相双復興官民合同チームによる個別訪問が行われております。
- 町としても、商工会と連携し、事業再開支援の拡充や、官民合同チームによる個別訪問の結果等も踏まえた、個別事情に応じたきめ細かな支援や幅広い情報提供を国・県に引き続き求めています。
- 特に、事業再開への大きな支援となっている「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（製造・サービス業等立地支援事業）」については、双葉町における事業再開が当面困難な状況であることを踏まえ、被災12市町村内での事業再開とその他のエリアでの事業再開とで差別のない支援を国に求めています。
- また、町内における事業再開に向け、その受け皿となるよう、まずは「中野地区復興産業拠点」に共同事業所や産業用地の整備を進めます。商工会とも連携し、町内事業者の皆様のご意向を伺った上で、ニーズに適った産業拠点となるよう、その早期整備を推進します。

福島相双復興官民合同チーム

○平成 27 年 6 月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて（福島復興指針）」改定において、被災事業者の自立へ向けた支援策を集中的に展開していく方針が示されたことを受け、原子力事故による被災事業者等の生活再建、事業の再生や活性化、生業や就労の回復等の支援を目的として、国・県・民間からなる福島相双復興官民合同チームが同年 8 月に組織されました。

○官民合同チームでは、避難をしている事業者の現状を把握し、個別事情に応じたきめ細かな支援を行うため、チーム設置から平成 28 年 12 月現在までの間において、被災地全体で 4,000 件を超える事業者を、双葉町の事業者についても、300 件近い事業者を、それぞれ個別訪問しています。

●支援施策の活用例

活用例 1

経営方針全般について困っている 

支援施策

- 官民合同チーム個別訪問支援事業
- 商工会議所・商工会との広域的な連携強化
- 6次産業化等に向けたマッチング・経営者の右腕派遣

活用例 2

地元に戻って事業を再開したい 

支援施策

- 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業
- 事業再開・帰還促進事業
- 生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援

活用例 3

地元に戻って事業を再開したが、人手が足りない 

支援施策

- 人材マッチングによる人材確保支援
- 中小・小規模事業者の事業再開等支援事業

活用例 4

事業を継続しているが、販路開拓できず困っている 

支援施策

- 6次産業化等に向けたマッチング・経営者の右腕派遣
- 地域の伝統・魅力等の発信事業

活用例 5

事業をやめた後、地域に貢献する活動がしたい 

支援施策

- 地域のつながり創出支援事業

ii 営農再開等支援

- 避難先での営農再開を希望される町民に対し、引き続き、営農再開支援に関する情報提供等に取り組みます。
- 一方、双葉町内の農地については、全町民が全国に分散避難する中、除染後の農地の保全管理を行う担い手の確保が難しい状況にあります。将来的な営農の再開に向け、組合管理の検討等、農地の管理・保全に向けた検討を引き続き進めます。
- その上で、まずは避難指示解除準備区域である両竹地区の農業再生モデルゾーンにおいて花き、燃料用作物、飼料用作物の栽培から始める等、将来における本格的な営農再開に向け、少しずつ取組を進めます。
- なお、将来の営農再開に向けて、下流への放射性物質の拡散や周辺環境への影響を防止するには、川の上流に当たる山林や、農業用ダム・ため池等の除染も不可欠であるため、将来の営農再開を見据え、これらの早期除染を国に求めます。

コラム

フラワーロード

- 花き植物の栽培は、周辺の景観を向上させることにより、営農的観点に加え、まちづくり的な観点からも大きな意味を持ちます。
- 福島県によるイノベーション・コースト構想の中にも「フラワー・コースト創造プロジェクト」が位置付けられており、町としても、沿岸部に整備される復興祈念公園等との連携も考えながら、担い手探しも含め、花き植物の栽培に向けた取組を検討します。



フラワーロード

②就業支援

- 避難先での仕事を得られるよう、就職相談や職業訓練等に係る体制の引き続きの確保を国・県に要請していきます。
- また、町としても、ホームページや広報紙（広報ふたば等）を通じて就職支援情報を発信するとともに、生活サポート補助金制度により職業訓練や資格取得に係る費用等への支援を行う等、就職支援に引き続き取り組みます。

3. 健康的で生き生きとした生活の実現に向けた取組

○長期にわたる避難生活を乗り越えるには、放射線の影響管理を含めた長期的な健康管理の仕組みの構築が必要です。町として、次の施策等に取り組むことにより、総合的な健康管理体制を確立するとともに、生きがいづくり等を通じて介護予防等を図り、健康的で生き生きとした生活が実現できる環境づくりを目指します。

(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保	①保健・医療・介護・福祉サービスの確保	i 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービスの確保 ii 保健師等の人材の長期的な確保	
	②長期的な健康管理体制の確保等	i 受診体制・フォローアップ体制の確保等 ii 相談会・講演会等の開催	
(2) 高齢者等の健康・生きがいづくり	①健康維持の支援体制	i 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問 ii サポートセンターの設置・安否確認システムの活用 iii 心のケア支援プログラムの実施	
		②介護予防等のための取組(趣味・生きがいづくり)	i 健康教室等の介護予防等に向けた取組 ii 趣味などのテーマ別の集いの企画等 iii 避難先住民との交流促進

主なご意見

支えあうための見回りが必要だ



健康づくりのできる機会を設けてほしい



介護士を増やしてほしい



生きがいづくり支援(畑仕事など)が必要である



(1) 保健・医療・介護・福祉体制の確保

① 保健・医療・介護・福祉サービスの確保

i 避難先自治体における保健・医療・介護・福祉サービスの確保

- 避難先自治体と連携し、避難先における保健・医療・介護・福祉サービスの課題の把握に努めるとともに、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。
- 特に、避難者が多い受入自治体については、避難者の集中によりサービスを受けられない等の支障が生じないように、医療・介護施設やスタッフの充実に向けた一層の支援を国・県に要請していきます。

ii 保健師等の人材の長期的な確保

- 保健師等の人材の確保について、恒久的な確保を含めて国・県等に要請し、町民の皆様の健康管理を適切に実施していく体制の構築を目指します。

コラム①

双葉町健康増進計画

- 双葉町は、全町民が双葉町を離れて生活をおくる中、高い高齢化率も相まって、町民の健康診断の結果は悪化傾向にあります。
- このような状況を踏まえ、町では、ヘルスプロモーションの理念に基づき、健康な暮らしのビジョンを町民の皆様と共有し、健康増進を図るための双葉町健康増進計画を策定いたします。

*ヘルスプロモーション … WHOが1986年のオタワ宣言により提唱された「個人を取り巻く環境を改善することを通じて健康水準を向上させていく」という考え方
 (「健康日本21(総論)」平成12年3月 厚生労働省より)

コラム②

特別養護老人ホームせんだん・ グループホームせんだんの家(いわき市)

- 社会福祉法人「ふたば福祉会」が運営する特別養護老人ホーム「せんだん」及びグループホーム「せんだんの家」がいわき市錦町に新たな仮設施設を開設するため、平成28年6月1日、現地において地鎮祭(起工式)が行われました。
- 平成29年5月に施設が完成し、7月から利用が可能となる予定です。
- 避難生活の中、施設の開所を待ち望み、今日の私たちの暮らしの礎を築いてきた高齢者の方が、安心して暮らし、利用できる施設になると考えています。



特別養護老人ホーム「せんだん」外観イメージ
 社会福祉法人ふたば福祉会提供

グループホームふたば（郡山市）

- 認知症の診断を受けた高齢者の方が自立した生活ができるよう、地域密着型サービス事業所を整備するため、公募により整備を行う事業所を募集し、平成28年11月30日の双葉町地域密着型サービス事業所審査委員会を経て、株式会社エコに決定しました。
- 施設は、既存の施設を利用するものであり、グループホームふたばとして、郡山市安積町に整備され、平成29年4月の開設を目標に進めています。

②長期的な健康管理体制の確保等

i 受診体制・フォローアップ体制の確保等

- 子ども被災者生活支援法や原発避難者特例法の実効ある運用を国等に引き続き求めるとともに、県・町による健康管理調査や町独自で行っている内部被ばく検査等（WBC、個人線量計貸出等）を踏まえ、放射線による長期的な健康への影響管理を含め、町民の適切な健康管理体制を確保します。

ii 相談会・講演会等の開催

- 健康管理や放射線に関する知識習得のための取組等を行い、町民の皆様の心身の健康づくりを進めます。

（2）高齢者等の健康・生きがいづくり

①健康維持の支援体制

i 各種団体や避難先自治体と連携した個別訪問

- 避難先において、孤立しがちな町民への定期的・継続的な戸別訪問を、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、及び避難先自治体等と連携して、引き続き実施していきます。

ii サポートセンターの設置・安否確認システムの活用

- 平成28年12月現在、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターが福島県いわき市、郡山市及び埼玉県加須市に設置されるとともに、緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システムが導入されています。今後とも引き続き、このような体制を維持すること等により、介護予防に向けた取組とあわせ、高齢者等が安心して生活できるよう取り組みます。
- なお、勿来酒井地区復興公営住宅の敷地内にも、新たにサポートセンターが整備される予定となっています。

iii 心のケア支援プログラムの実施

- 避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民の皆様に対して、避難先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム（定期的な相談・病院の紹介等）を引き続き実施していきます。

②介護予防等のための取組（趣味・生きがいづくり）

i 健康教室等の介護予防等に向けた取組

- 介護予防とは、心身機能の改善や環境調整などを通じて、個々の高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指すものです。
- 具体的には、健康教室等の取組を引き続き実施するとともに、より多くの方に参加を促すため、介護予防事業の啓発を行っていきます。

ii 趣味などのテーマ別の集いの企画等

- 交流拠点等を活用して、復興支援員等とも連携し、テーマ別（趣味ごと、年齢ごと等）の集いの企画や、サロン等の運営への支援に引き続き取り組みます。

iii 避難先住民との交流促進

- まずは避難先において生き生きとした生活を送れるように、避難先の自治体や支援団体等と連携し、双葉町民と避難先住民との交流機会の増加を図ります。